

愛媛県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県道路占用料徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和43年10月5日 条例第22号</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要がある と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3) <u>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構</u>が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需用に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(4)~(6) 省略</p>	<p>愛媛県道路占用料徴収条例</p> <p style="text-align: right;">昭和43年10月5日 条例第22号</p> <p>(占用料の額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要がある と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、これらの項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。</p> <p>(1)~(2) 省略</p> <p>(3) <u>日本鉄道建設公団</u>が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需用に応ずるものの用に供する施設</p> <p>(4)~(6) 省略</p>

